

平成 1 9 年度

多文化共生推進施策

岐阜県

平成19年度 多文化共生推進施策 ～外国籍の県民とともに進める地域づくり～

1 コミュニケーション支援

日本語を十分に理解できない在住外国人に対して、地域生活で必要となる情報を母語で提供していく一方、在住外国人が日本人とともに生活していくための、日本語でのコミュニケーション能力を高めるため、必要な取り組みを進めます。

(1) 地域における情報の多言語化

新規 在住外国人行政相談員の設置（3,426千円）

- ・ブラジル人が多く居住する中濃圏域（可茂総合庁舎）へ在住外国人行政相談員を設置し、各種県業務に係る通訳等在住外国人にとって住みよい生活環境づくりを推進します。（平成14年度から18年度は、「ブラジル人相談員派遣事業」として国際交流センターに委託して実施）

在住外国人行政相談員設置費〔国際課〕

国際交流センターにおける相談窓口の利便性の向上

- ・国際交流センターにおける2カ所の外国人相談窓口のうち、ギザン（グランヴェール岐山）を廃止し、ヤブタ（ふれあい会館）に一元化することにより、常時4言語（ポルトガル語、中国語、英語、日本語）で対応できるような相談体制を整備するとともに、より外国人に活用してもらえよう、PRを充実させます。

国際交流センター事業

情報誌「世界はひとつ」の発行

- ・国際交流センターにおいて、県内の国際交流団体等の活動状況、国際交流イベント情報や外国人への生活情報を掲載した4言語（ポルトガル語、中国語、英語、日本語）による情報誌を発行し、外国人への情報提供を充実させます。

国際交流センター事業

通訳ボランティアの育成

- ・「医療」、「災害」といった緊急性のある事案に対応できるよう、国際交流センターにおいて、ボランティア養成のための研修会を実施するとともに、県や市町村で登録しているボランティアのネットワーク化を図り、有事に対応できる体制づくりを推進します。

国際交流センター事業

(2) 日本語を学習するための支援

日本語教室の開催支援

- ・国際交流センターにおいて、日本語教室の開催が困難なNPO団体等を対象に、場所や教材の提供等を行い、外国人の日本語学習環境を充実させます。

国際交流センター事業

日本語指導ボランティアの育成

- ・国際交流センターにおいて、NPO団体等が行う日本語教室で教えている日本語指導ボランティアのスキルアップを図るため、研修会を開催します。

国際交流センター事業

新規 日本語指導ボランティアのネットワーク化

- ・国際交流センターにおいて、県内の日本語指導ボランティアのネットワーク構築の足がかりとするため、意見交換会、ワークショップを開催します。

国際交流センター事業

2 生活支援

在住外国人も「外国籍の県民」であるとの認識にのっとり、教育、労働、保健・医療、防災・防犯、生活全般等において、日本人住民に対するのと同様に、きめ細かな住民サービスを提供していきます。

(1) 教育環境の整備

公立小中学校における外国人児童生徒支援加配教員の配置（26人）

- ・日本語指導の必要な外国人児童生徒が多数在籍する公立小中学校に対して、加配教員を配置し、外国人児童生徒が学びやすい環境づくりを推進します。

教職員定数 [教職員課]

拡充 ポルトガル語を話せる外国人児童生徒適応指導員を7人配置（17,239千円）

- ・日本語指導の必要な外国人児童生徒の急増に対応するため、母語を話することができる外国人児童生徒適応指導員（日本の学校生活に適応するための通訳）を7人配置し、外国人児童生徒に母語で対応できるよう環境づくりを推進します。

外国人児童生徒適応指導員配置事業費 [学校支援課]

18年度好評事業

- ・外国語（ポルトガル語）と日本語の両方が話せる外国人児童生徒適応指導員を、18年度から教育事務所に5人配置。（岐阜1、西濃1、可茂2、東濃1）

< 県民の声 >

- ・困っている気持ちをよく分かって相談にのってくれてうれしい。（外国人生徒）
- ・親切な指導をしてもらえるので、子どもが安心して学校に通えるようになった。（保護者）
- ・ストレスを抱えていた児童や日本語を話しながらない児童と話してもらい、本人に笑顔が戻ったり、少しずつ日本語で話し始めたりしている。（教職員）

新規 外国人対応日本語指導非常勤講師の設置（国加配4人分の給与費を活用）

- ・日本語指導の必要な外国人児童生徒の急増に対応し、通級による日本語指導を実施するための非常勤講師（教員経験者等）を20人配置し、外国人児童生徒が学びやすい環境づくりを推進します。

外国人対応日本語指導非常勤講師設置費 [教職員課]

新規 高等学校における外国人生徒支援加配教員の配置（1人）

- ・日本語指導の必要な外国人生徒が複数在籍する高等学校に対して加配教員を配置し、外国人生徒を対象とする選択科目の開設や、放課後、空き時間に日本語指導を実施します。

教職員定数 [教職員課]

新規 市町村による「不就学」実態調査への働きかけ

- ・継続的に実態を把握していくため、関係市町村による調査を働きかけていきます。

[教育総務課]

新規 ブラジル人学校に対する私立専修学校等教育振興費補助金の交付（192,200千円の内数）

- ・平成18年11月28日に準学校法人となったHIRO学園に対し、学校運営に要する経費の1/2の範囲内で補助を行います。

私立専修学校等教育振興費補助金 [人づくり文化課]

18年度好評事例

HIRO学園の「学校法人・各種学校」認可

- ・県が定める学校法人等の認可基準を緩和。私塾として扱われていたブラジル人学校を、学校法人、各種学校として11月28日に認可（認可書交付）。ブラジル人学校では全国初。全国から注目される。税制上の優遇措置や通学定期の割引が可能。開校は、2月1日。定員302人、13クラス。

外国人学校の法人化に関する要件緩和

所在市町村長が設置を要望（経営破綻の際に児童生徒の転学あっせん等を市町村が確約）していることを条件として、

- ・校地、校舎の借用も可（本邦学校は自己所有が原則）
- ・運営資金の自己保有額を年間支出予算額の1/3から1/6に軽減

ブラジル人子弟の交流支援（2,500千円）

- ・主にブラジル人学校における日本語教室の開催など、市町村が行うブラジル人子弟に対する交流支援事業（市町村が国際交流協会などの民間団体等に対して行う補助事業を含む）に対して補助を行います。

ブラジル人子弟交流支援事業補助金 [人づくり文化課]

新規 広域で設置する「プレ教室」の研究

- ・日本に来たばかりで日本の生活に慣れていなかったり、日常会話ができなかったりする外国人児童生徒に生活習慣や日本語を教える「プレ教室」の広域設置について、市町村と県とが共同で研究を進めます。

[教育総務課]

母語による進路情報の提供

- ・「高校入学者選抜要項」の母語訳を関係市町村教育委員会を通して中学校に配布し、外国人生徒の進路指導を充実させます。

[学校支援課]

新規 高校入試における「外国人特別枠」の検討

- ・高校入学者選抜の「外国人特別枠」の改善を含め、外国人生徒により配慮した高校入学者選抜制度について検討します。

[教育総務課]

拡充 外国人児童生徒教育連絡協議会の開催（546千円）

- ・外国人児童生徒が多く在籍する市教育委員会や学校の担当者を対象とする「外国人児童生徒教育連絡協議会」に、外国人児童生徒適応指導員も参加し、外国人児童生徒の教育環境の充実に向けた体制づくりを推進します。

外国人児童生徒教育連絡協議会事業費 [学校支援課]

新規 多文化共生に関する教員研修講座の実施

- ・総合教育センターの教員研修講座に多文化共生に関する講座を新設し、幼稚園から高等学校までの教員を幅広く受け入れて、異文化理解や学校への適応などを内容とする研修を実施します。

[教育研修課]

JETプログラムの国際交流員（CIR）の活用

- ・国際理解を深めるため、公立学校における総合的な学習の時間や外国人学校の授業・行事等において、ブラジル人国際交流員（CIR）等の積極的な活用を図ります。

[国際課]

(2) 安心して働ける環境の整備

新規 外国人労働者受入企業連携推進会議の設置

- ・県、外国人労働者受入企業、関係市で構成する「外国人労働者受入企業連携推進会議」を設置し、雇用や医療保険の加入状況改善等、企業との継続的な協力関係のあり方を協議し、具体的な支援を検討します。

[国際課・産業政策課]

新規 多文化共生に関する講演会を（社）岐阜県工業会と共催

- ・（社）岐阜県工業会との共催により、多文化共生に関する講演会を実施し、同会会員企業への多文化共生に関する意識啓発・情報普及を図ります。

[産業政策課]

(3) 安心して利用できる保健・医療体制の整備

新規 医療機能情報公表事業（11,000千円）

- ・医療機関（病院、一般・歯科診療所、助産所）及び薬局の医療機能に関する外国語対応情報等を県が集約し、インターネットにおいて提供します。

医療機能情報公表事業費 [医療整備課・薬務水道課]

多文化共生子育て講座の開催（400千円）

- ・外国人を対象とする、出産・子育て講座を、通訳付きで、2地域（西濃・中濃）で各3回開催します。

多文化共生子育て事業費 [子ども家庭課]

(4) 緊急時における体制の整備

新規 災害時要援護者（外国人）対策の推進

- ・「岐阜県地震防災行動計画 [平成18年度～22年度]」に明記した、県、市町村等の災害時要援護者支援体制の整備を推進します。（毎年事業の進捗状況を点検・公表）

外国人向け防災マニュアルの作成・配布【県】
災害時の広報対策の実施（外国語による広報等）【市町村】
外国人学校における防災教育の実施【各学校】

[防災課・国際課]

新規 災害通訳ボランティアの育成

- ・災害通訳ボランティアの派遣業務に関するマニュアルを整備するとともに、県・市町村のボランティアのネットワーク化を図り、有事に対応できる体制づくりを推進します。

[国際課・国際交流センター]

新規 119番通報の多言語化

- ・各消防本部における多言語での音声ガイダンスや会話マニュアルの整備などを促進します。

[消防課]

外国人雇用企業等連絡協議会の開催

- ・県内の全警察署（22警察署）で、「外国人雇用企業等連絡協議会」を開催し、雇用主、関係機関と連携を図ります。

[警察本部]

防犯講習会の開催

- ・各警察署において、在住外国人を集め、犯罪被害防止などを目的とした防犯講習会を開催します。

[警察本部]

マニュアルによる防犯指導（200千円）

- ・日本での習慣、モラル、犯罪被害防止対策などを記載したパスポートサイズのマニュアルを6言語（ポルトガル語、中国語、タガログ語、スペイン語、ベトナム語、英語）で増刷・配布します。

防犯警察費 [警察本部]

外国人からの110番受理体制の整備

- ・通信指令室に、英語で対応できる指定通訳員を配置するなどして、外国人からの110番に対応します。

[警察本部]

国内基礎研修・海外研修の実施（9,306千円）

- ・外国人が関係する事件・事故等に対応するため、国際捜査官（部内通訳人）の養成を目的として外国語委託研修を実施します。

国際化事案対策費 [警察本部]

ブラッシュアップ研修の実施（2,227千円）

- ・養成した国際捜査官（部内通訳人）の語学力維持・向上を目的として外国語委託研修を実施します。

国際化事案対策費 [警察本部]

民間通訳人の活用（21,506千円）

- ・外国人が関係する事件捜査に対応するため、国際捜査官（部内通訳員）のみならず、民間通訳人を活用します。

国際化事案対策費 [警察本部]

外国人犯罪人引き渡し条約締結に関する国への働きかけ

- ・日本国内で犯罪を犯した外国人の国外逃亡に関し、米国・韓国のみならず、ブラジル、ペルーをはじめとする諸外国との間に「犯罪人引き渡し条約」を締結するよう国に要望します。

[国際課]

(5)生活全般における支援の充実

外国人に対する交通安全教育の実施

- ・ブラジル人、中国人、フィリピン人等を対象に、交通安全教育（交通講話、交通教室、自転車教室等）を実施します。

[警察本部]

新規 外国人向け交通安全テキストの作成

- ・「外国人向け交通安全テキスト」のデータを4言語（ポルトガル語、中国語、英語、日本語）で作成し、市町村や各警察署等に提供します。

[環境生活政策課]

多言語による案内看板の設置

- ・外国免許から日本の免許への切替試験の受付に際し、3言語（ポルトガル語、英語、日本語）で看板を設置し、案内を実施します。

[警察本部]

運転免許試験問題の多言語化

- ・一般試験のうち学科試験は、英語、日本語で実施し、外国免許から日本の免許への切替試験のうち知識試験は、ポルトガル語、中国語、スペイン語、英語、ペルシャ語、日本語の6言語で実施します。

[警察本部]

外国人向け県営住宅入居者のしおりの作成

- ・入居案内や入居後の各種手続き、注意事項等の情報を3言語（ポルトガル語、中国語、日本語）で提供します。

[公共建築住宅課]

3 多文化共生の地域づくり

多文化共生の地域づくりに関する意識啓発を在住外国人・日本人双方に対して行うとともに、在住外国人が参画しやすい地域づくりや在住外国人自身の取組の促進、在住外国人の意見を反映させる仕組みづくりを進めます。

(1) 地域社会に対する意識啓発

新規 多文化共生シンポジウムの開催（5,300千円の内数）

- ・外国人、自治会関係者、行政関係者がパネラーとして参加し、多文化共生のあり方を一般県民とともに議論するシンポジウムを開催します。

多文化共生推進支援費〔国際課〕

新規 多文化共生リーフレットの作成（5,300千円の内数）

- ・「多文化共生」を広く周知する啓発リーフレットを作成します。

多文化共生推進支援費〔国際課〕

新規 外国籍県民会議の開催（5,300千円の内数）

- ・外国人の意見を施策に反映させるため、外国籍県民会議を定期的で開催し、県内在住外国人と行政との連携を推進します。

多文化共生推進支援費〔国際課〕

新規 市町村・市町村国際交流協会連絡会議等の開催（5,300千円の内数）

- ・多文化共生を中心的に進めていくべき、市町村・市町村国際交流協会との連絡会議を県国際交流センターと共催する他、圏域ごとに地域連携会議を開催し、市町村等と意思疎通を図る仕組みづくりを整備します。

多文化共生推進支援費〔国際課〕

(2) 外国人の自立と社会参画

外国人コミュニティリーダーの育成

- ・外国人住民自らが、NPO団体を設立し、地域でサービスを提供していくために必要な知識やノウハウを提供します。特に平成19年度は、NPO団体設立への支援を重点的に実施します。

国際交流センター事業

先導的な多文化共生事業の支援

- ・市町村国際交流協会、NPO団体等から多文化共生に関する先導的な事業企画案を幅広く公募し、委託事業として実施します。

国際交流センター事業

新規 市町村国際交流協会への支援の充実

- ・市町村国際交流協会が行う多文化共生推進事業に対し、国際交流センターが3年間の時限支援策として助成します。

国際交流センター事業

拡充 国際交流センターの基金による助成を多文化共生社会づくりに寄与する事業に重点化

- ・現在の「水と緑の国際交流基金」による助成制度を見直し、民間団体が行う国際交流事業のうち、多文化共生社会づくりに寄与する事業へ重点化して助成します。

国際交流センター事業

国際交流センター事業：

- ・国際交流センター事業は、主として同センターの「水と緑の国際交流基金」の運用益を財源としています。
- ・県からは、同センターの運営に対して36,804千円の補助を行います。